

第 13 号

令和元年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和元年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業	工事費の100分の25に相当する金額
2 地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域総合整備事業関連）	工事費の100分の15に相当する金額
3 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の15に相当する金額
4 水産流通基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
5 漁港施設機能強化事業	工事費の100分の5に相当する金額
6 水産環境整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
7 水産生産基盤整備事業（離島の外郭施設及び水域施設を除く。）	工事費の100分の5に相当する金額
8 漁村再生交付金事業	工事費の100分の10に相当する金額
9 単県漁港改良事業	工事費の3分の1に相当する金額

（提案理由）

令和元年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。